



下呂市放課後児童クラブ指導員等設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第109号

下呂市放課後児童クラブ指導員等設置要綱の一部を改正する要綱

下呂市放課後児童クラブ指導員等設置要綱（平成16年下呂市告示第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>下呂市放課後児童クラブ支援員等設置要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、下呂市放課後児童クラブ条例（平成16年下呂市条例第91号）第9条の規定に基づき、<u>放課後児童クラブ支援員及び補助支援員</u>（以下「支援員等」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 <u>放課後児童クラブ支援員</u>の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 <u>補助支援員</u>は、前項において<u>放課後児童クラブ支援員</u>が行う職務を補助するものとする。</p> <p>(任用等)</p>	<p style="text-align: center;"><u>下呂市放課後児童クラブ指導員等設置要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、下呂市放課後児童クラブ条例（平成16年下呂市条例第91号）第9条の規定に基づき、<u>放課後児童クラブ指導員及び補助指導員</u>（以下「指導員等」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 <u>放課後児童クラブ指導員</u>の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 <u>補助指導員</u>は、前項において<u>放課後児童クラブ指導員</u>が行う職務を補助するものとする。</p> <p>(任用等)</p>



改正後	改正前
<p>第3条 <u>放課後児童クラブ支援員</u>は、下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第27号）第10条第3項の規定を満たす者のうちから市長が任用する。</p> <p>2 <u>補助支援員</u>は、子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）により実施される基本研修及び専門研修（放課後児童コース）を修了した者、<u>又は受講の意思があるもの</u>のうちから市長が雇用する。</p> <p>3 その他市長が必要と認めた者</p> <p>（服務）</p> <p>第4条 <u>支援員等</u>は、学校長及び教育専門員と相互に密接に連携し、第2条の職務に努力しなければならない。</p> <p>2 <u>支援員等</u>は、市民の信頼とその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>3 <u>支援員等</u>は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。</p> <p>（研修）</p> <p>第5条 <u>支援員等</u>は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。</p>	<p>第3条 <u>放課後児童クラブ指導員</u>は、下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第27号）第10条第3項の規定を満たす者のうちから市長が任用する。</p> <p>2 <u>補助指導員</u>は、子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）により実施される基本研修及び専門研修（放課後児童コース）を修了した者のうちから市長が雇用する。</p> <p>3 その他市長が必要と認めた者</p> <p>（服務）</p> <p>第4条 <u>指導員等</u>は、学校長及び教育専門員と相互に密接に連携し、第2条の職務に努力しなければならない。</p> <p>2 <u>指導員等</u>は、市民の信頼とその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>3 <u>指導員等</u>は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。</p> <p>（研修）</p> <p>第5条 <u>指導員等</u>は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日より施行する

